



平成 25 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 堀 久 志 (JASDAQ・コード 7610)
問 合 せ 先	取 締 役 副 社 長 荒 井 薫
電 話 番 号	0 3 - 5 7 1 9 - 4 7 7 5

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月15日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部を変更することにつき平成25年5月27日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年5月27日開催予定の第23期定時株主総会における定款一部変更案の承認を条件としております。

記

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

全国証券取引所が、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年8月31日（土）（当日は休日につき実質的には平成25年8月30日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成25年4月15日現在）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式の分割前の発行済株式総数 | 526,400株 |
| ② 株式の分割により増加する株式数 | 52,113,600株 |
| ③ 株式の分割後の発行済株式数 | 52,640,000株 |
| ④ 株式の分割後の発行可能株式数 | 200,000,000株 |

※上記株式数はストックオプションの行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成25年8月15日
- ② 基準日 平成25年8月31日 ※実質的には平成25年8月30日(金)
- ③ 効力発生日 平成25年9月1日

3. 新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、新株予約権(ストック・オプション)の行使価格を平成25年9月1日以降、次のとおり調整いたします。

平成23年5月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権

調整前行使価格	5,228円
調整後行使価格	53円

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式数の数

「2. 株式の分割」の効力発生日である平成25年9月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年9月1日

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年8月28日(水)をもって、取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年5月27日開催の第23期定時株主総会で承認されることを条件として、かつ平成25年9月1日を効力発生日として、当社株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用するため、以下の変更を行うものであります。

- ① 1株を100株に分割することに伴い当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。
- ② 単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。
- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- ④ 第7条から第8条までの新設に伴い条数を変更するものであります。
- ⑤ 現行定款第6条の変更、第7条から第8条までの新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、付則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年5月27日
定款変更の効力発生日	平成25年9月1日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>2,000,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条～第30条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>200,000,000株</u>とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第8条 株主は、その有する単元未満株式につい <u>て、次に掲げる権利以外の権利を行使する ことはできない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当て及び募集新株予約権の割当てを受 ける権利</u></p> <p>第9条～第32条 (現行どおり)</p> <p>付則 (<u>効力発生日</u>) <u>第6条の変更、第7条から第8条までの新設及び それに伴う条数変更の効力発生日は平成25年9 月1日とする。なお、本付則は平成25年9月1日 の効力発生日を経過後、削除するものとする。</u></p>